

社会福祉法人 貴船会

障害者居宅介護サービス重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条および第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

1. 事業者の概要

| | |
|---------|---------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 |
| 事業者の所在地 | 大分県別府市大字野田 585 番地 1 |
| 代表者名 | 理事長 樽谷 壽生 |
| 電話／FAX | 0977-67-8668／0977-67-7222 |

2. 事業の目的と運営の方針

| | |
|------------|---|
| 事業所の種類 | 居宅介護 |
| 事業所の名称 | ヘルパーステーション大観苑 |
| 事業所番号 | 4470200200 |
| 事業開始年月日 | 平成16年8月1日 |
| 管理者名 | 樽谷 公司 |
| 事業所の所在地 | 大分県別府市鉄輪東8組 |
| 電話番号／FAX番号 | 0977-67-8625／0977-67-7222 |
| 電子メール | beppu@daikanen.jp |
| ホームページ | http://www.daikanen.jp |
| 開設年月日 | 平成16年8月1日 |
| サービス提供地域 | 別府市、大分市、由布市、速見郡 |
| サービス提供日 | 365日／1年 |
| サービス提供時間帯 | 24時間 |

3. 職員体制

| 職種 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|-----------|--------|----|-----|----|
| 管理者 | | 1 | 0 | 1 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 2 | 0 | 2 |
| 従業者 | 介護福祉士 | 3 | 2 | 5 |
| 従業者 | ヘルパー2級 | 1 | 3 | 4 |
| 従業者 | 初任 | 0 | 2 | 2 |

4. サービス内容

| |
|---|
| <p><主な内容></p> <p>身体介護・家事援助・通院等介助・重度訪問介護・同行援護</p> <p>“いつでも誰でもお手伝いさせていただきます”をモットーに、在宅生活をされている方々のニーズに合わせた多種多様のプログラムを用意し、ひとり一人のライフワークに応じてプランニングし、在宅での生活がより豊かで充実したものとなるようお手伝いさせていただきます。その他、色々のご相談をお受けします。</p> <p>*宗教活動、営業活動等の経済活動に係る外出、通園や通勤等通年かつ長期にわたる外出介助はいたしません。</p> |
|---|

サービスの主たる対象者について(該当する障害種別を記入)

| | |
|--------|---|
| 居宅介護 | 身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)・精神障害者 |
| 重度訪問介護 | 身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ) |
| 同行援護 | 視覚障害を有する身体障害者・視覚障害者を有する障害児(身体に障害のある児童のみ) |

5. 利用料金

(1) 利用者負担額

(利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額)

上記サービス利用に対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等が支給されます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領致しますので、利用者から受給証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

| サービス 種類 | サービス 型 | 30分未満 | 30分以上 1時間未満 | 1時間以上 1.5時間未満 | 1時間30分以上 |
|---|----------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| | | 身体介護 | 2,560円 | 4,040円 | 5,870円 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するに 基づく介護給付支給対象 サービス利用者 負担額 | 家事援助 | 30分未満 | 30分以上 45分未満 | 45分以上 1時間未満 | 1時間以上 1時間15分未満 |
| | | 1,060円 | 1,530円 | 1,970円 | 2,390円 |
| | | 1時間15分以上 1時間30分未満 | 1時間30分以上 1時間45分未満 | 1時間45分以上 2時間未満 | |
| | | 2,750円 | 3,110円 | 3,460円 | |
| 通院等 介護 | 身体介護 有り | 2,560円 | 4,040円 | 5,870円 | 6,690円 |
| 通院等 介護 | 身体介護 無し | 1,060円 | 1,970円 | 2,750円 | |
| 同行援助 | | 30分未満 | 30分以上 1時間未満 | 1時間以上 1時間30分未満 | 1時間30分以上 |
| | | 1,910円 | 3,020円 | 4,360円 | 5,010円 |
| 重度訪問介護 | | 1時間未満 | 1時間以上 1時間30分未満 | 1時間30分以上 2時間未満 | 2時間以上 2時間30分未満 |
| | | 1,860円 | 2,770円 | 3,690円 | 4,610円 |
| ヘルパー 交通費 | 通常の事業実施地域以外でのサービスご利用の場合、実費となります。 | | | | |
| *初回加算 2000円 | | | | | |
| *特定地域加算 1ヶ月あたりの総単位数に15%算定する | | | | | |

このほか、外出介護において、ヘルパーに、公共交通機関のほか、入場料
利用料等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

<2人のヘルパーによりサービスを提供した場合>

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合、同時に2人のヘルパーに
よってサービスを提供した場合は、2倍のご利用者負担額を頂きます。

※利用者の出身世帯が他の市町村に転出する場合は、ご利用者負担額が変わる
こともありますので、あらかじめ事業所までご連絡をお願いします。

※事業所が利用者により市町村から受領した障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の額については、ご利用
者に通知いたします。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介
護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合（償還払い）は、市町村が定め
る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介
護給付費等基準額の全額を一旦お支払いただきます。この場合、ご利用者に「サ
ービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添
えてお住まいの市町村に申請すると障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律に基づく介護給付費等が支給されます。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律に基づく介護給付費の対象ではありませんので、実費をい
ただきます。

| 項 目 | 説 明 |
|--------------|---|
| ①ヘルパー 交通費 | 通常の実業実施地域（別府市・大分市・由布市・速見郡） 以外の地区にお住まいの方で、本事業所のサービスを利用 される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払 いただきます。 |
| ②お住まいでの | ご利用者のお住まいでサービスを提供するために必要 |

| | |
|------|----------------------------------|
| 光熱費等 | となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者負担となります。 |
|------|----------------------------------|

(3) ご利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記 (1)、(2) ①の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

(4) ご利用の中止、変更について

①ご利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、サービス実施日の前日 : までに事業者申し出て下さい。

②サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、必要な調整をいたします。

6. サービスの利用方法

①障害者居宅介護について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給決定を受けた方で、本事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。本事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を行います。ご利用者の体調等の理由で居宅介護支援計画予定されていたサービスが実施できない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

③適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用情報を活用させていただくことがあります。

7. 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担」「支給量」等「受給者証」の記載内容の変更

があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、ヘルパーやサービス提供者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供毎に、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供毎の記録は、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9 本事業所ご利用相談・苦情窓口

| | |
|-------------------|---|
| ヘルパーステーション 大観苑 | 相談窓口責任者 樽谷 公司 所在地 別府市鉄輪東8組 電話番号 0977-67-8625 F A X 0977-67-7222 受付時間 平日午前8:30～午後17:30 |
| 別府市障害福祉課 | 所在地 別府市上野口1-15 電話番号 0977-21-1111 (代表) 受付時間 平日午前8:30～午後17:30 |
| 大分市役所 障害福祉課 | 所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号 097-537-5658 F A X 097-537-1411 受付時間 平日午前8:30～午後17:30 |
| 日出役場 障害福祉係 | 所在地 速見郡日出町2974-1 電話番号 0977-73-3126 |

| | | |
|--------------------------|-------|--------------------------------------|
| | F A X | 0977-73-2833 |
| | 受付時間 | 平日午前 8 : 30～午後 17 : 30 |
| 由布市福祉事務所障害福祉係 | 所在地 | 由布市湯布院町川上 3738 番地 1 |
| | 電話番号 | 0977-84-3111 |
| | F A X | 0977-28-8610 |
| | 受付時間 | 平日午前 8 : 30～午後 17 : 30 |
| 大分県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地 | 大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 大分県総合社会福祉会館内 |
| | 電話番号 | 097-558-0300 |
| | F A X | 097-558-1635 |
| | 受付時間 | 平日午前 8 : 30～午後 17 : 30 |

10. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処理を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

| | |
|-------|--|
| 医療機関名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 主治医氏名 | |

【ご家族緊急連絡先】

| | | | |
|------|--|----|--|
| 氏名 | | 続柄 | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |

私は、本書面に基づいて「社会福祉法人 貴船会」のスタッフから上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人貴船会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行ないます。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行ないます。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についての質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

個人情報相談窓口

| | |
|---------------|-----------------|
| グループホーム大観苑 | 電話 0977-67-8668 |
| デイサービスセンター大観苑 | 電話 0977-67-7878 |
| ヘルパーステーション大観苑 | 電話 0977-67-8625 |
| 居宅介護支援センター大観苑 | 電話 0977-67-8618 |

社会福祉法人 貴船会 個人情報利用目的

社会福祉法人貴船会では、ご利用者さまの尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめご本人様の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【 ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的 】

当介護関係事業所内部での利用目的

- ・ 当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用に係る当該事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該ご利用者さまの介護サービスの向上

他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - －ご利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －通院・診察、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －ご家族さま等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出

- －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【 上記以外の利用目的 】

当介護関係事業所内部での利用に係る利用目的

- ・ 当該事業所の管理運營業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当該事業所において行われるボランティア、学生等の実習への協力
 - －当該事業所において行われる事例研究

他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・ 当該事業所の管理運營業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ (印)

署名代行者（または法定代理人）

住所 _____
氏名 _____ (印)
本人との続柄 _____

家族 住所 _____
氏名 _____ (印)
本人との続柄 _____

年 月 日

当事業所は、居宅介護サービス提供にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました。

〒 8 7 4 - 0 0 4 2

事業者 住所 _____ 大分県別府市鉄輪東 8 組

名称 _____ ヘルパーステーション大観苑

説明者 _____ (印)